

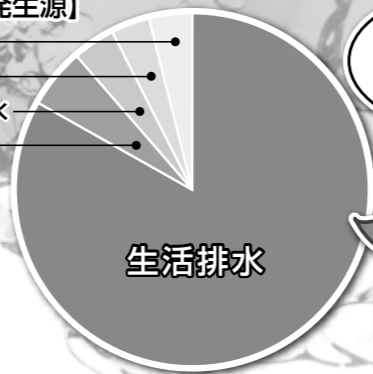
9月10日は「下水道」の日

下水道の役割

下水道は、住民の方々が快適な生活を送れるよう、地域のために、目に見えないところで活躍しています。毎日の暮らしから生じる、さまざまな生活排水等の汚水は、下水道を経由し、下水道処理場で綺麗な水に変えられた後に、川や海へ放流されているのです。

【川の汚れの発生源】

- 非特定発生源
- 畜舎排水
- 特定事業所排水
- 飲食店排水



生活排水が一番の原因なんだ!



下水道接続工事に補助金を交付します

敷地内の下水道接続工事(浄化槽などから下水道への切替工事)に補助金を交付します。なお、予算に限りがありますので、予算額に達し次第、締め切ります。

【補助金の助成内容】

| | 合併処理浄化槽を設置している建物 | 単独処理浄化槽または汲み取り式便所を設置している建物 |
|-----|-----------------------------|------------------------------|
| 補助額 | 工事費が5万円以上の場合、 5万円 | 工事費が10万円以上の場合、 10万円 |
| | 工事費が5万円未満の場合は 掛かった金額 | 工事費が10万円未満の場合は 掛かった金額 |

※新築建物の工事は除きます。

※今年度より、補助対象が、下水道が使用できる区域で、「下水道への接続が可能になった日から3年以内に申請された補助要綱の条件に合うもの」から「下水道への接続が可能になった日以降に申請された補助要綱の条件に合うもの」へ変更されています。

下水道が使用できる区域とは？

我謝、美咲、与那城、西原ハイツ、兼久、東崎、平園、小那覇、嘉手苅、掛保久、内間、小橋川、呉屋、小波津、小波津団地、津花波、西原台団地、県営西原団地、翁長、棚原の各一部等です。

※今後も、工事の進捗と合わせて、年度毎に下水道が使用できる区域を広げていきます。

ご協力宜しくお願いします。



バガス堆肥(さとうきびの搾りかすや下水道処理汚泥)の無料配布
(9月4日～8日の5日間) ※数料限定

下水道広報パレード(西原町・南城市・与那原町・中城村)の実施
(9月4日～8日の1回)

※詳細は、上下水道課 下水道係または管理係へご確認ください。

【お問い合わせ】 建設部 上下水道課 下水道係・管理係 ☎ 945-4934

相続 遺言 お悩みではありませんか？

～専門家が解決方法をご提案します～

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。完全個室の相談ブースを完備していますのでゆっくりとご相談いただけます。(要予約)



相続・遺言の無料相談実施中!

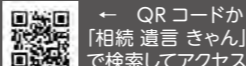
きゃん 司法書士 事務所

代表司法書士 喜屋 武力

与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)
TEL 882-8177 営業時間 平日AM 9:00～PM 6:00

相続・遺言に関することならこちら→
<http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」



← QRコードが「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス

まちなかの話題

池田自治会、活動備品の整備

池田自治会(比屋根和光会長)は、宝くじの普及広報を目的とした(一財)自治総合センターの「平成29年度コミュニティ助成事業」を活用し、公民館の冷暖房機器やテント、物置等の備品の整備を行いました。



比屋根会長は「コミュニティ活動備品の整備により、区民の交流を深め、つながりを強化し『住みよい池田、明るい池田』をモットーに、地域の「コミュニティ活動」をさらに豊かにしていきたい」と述べました。

西原町のまちづくりを語る

2020年に開業予定の大型MICE施設の整備に伴い、交通網の整備やMICE施設周辺のまちづくりなど今後の展望を考えることを目的に「西原町まちづくり講演会」MICEシティ西原の展望(主催:西原町まちづくり推進協議会)が、7月21日に西原町中央公民館で行われました。



③交通網の整備)が挙がりました。町民や事業者が主体となった今回の取組に、富川盛武(富川盛武沖縄県副知事)から激励の言葉がありました。今後のMICE整備に伴う西原町のまちづくりに向けた気運の醸成、取組の進展が期待されます。



農地の地目を変更するには

登記簿の地目変更を行うためには、農業委員会で「現況証明書」を取得し、法務局で手続きを行う必要があります。地目変更が行われた農地は、農地から除外される(農地法による規制がなくなる)ため、売買等が自由に行えるようになります。しかし、下記の事例では現況証明書を発行することができませんので、注意が必要です。

- 【事例】
1. 農地法に基づく許可等を取っていない。
 2. 許可はとったが、計画通りに使用していない。
 3. 計画通りに使用しているが、許可条件(利用報告等)を履行していない。

証明書を取得できないだけでなく、農地法に違反することとなり厳しく罰せられるおそれがあります。(原状回復命令や、懲役・罰金が科される等)許可を取ったうえで使用することは当然ですが、許可をとれば自由に使用してもいいというわけではありませんし、許可条件は必ず履行しなければいけません。もし、上記の事例に該当する場合は下記までご相談ください。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎ 945-5281